

普通自転車専用通行帯の設置について

高島市内、大津市内の国道161号の一部の区間で、「普通自転車専用通行帯」の交通規制を実施することとなりました。

交通規制を実施する区間には道路標識や路面標示が設置されますので、通行される際は十分注意して下さい。



通行方法

- ① 普通自転車、軽車両及び特定小型原動機付自転車は、琵琶湖側の車線の「普通自転車専用通行帯」を通行しなければなりません。
- ② 普通自転車専用通行帯は、南進方向（大津方向）の一方向のみです。
通行帯内で北進すると逆走になります。北進する場合は、北進車線を走行してください。
- ③ 自動車等は、普通自転車専用通行帯内を通行することができません！
(左折するため、道路外へ左折するため道路の左側端に寄るとき、緊急自動車に進路を譲る時等の場合は、除外されます。)
- ④ 自転車専用通行帯は車道となりますので、歩行者は歩道等を歩きましょう。

※通行する際は、現場の道路標識等を確認してください。

お問い合わせ先：滋賀県警察本部交通部交通規制課
077-522-1231（代表）

